



島根県報

平成29年3月24日（金）

号外第20号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 4

告 示

島根県告示第139号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	下横田出雲三成停車場線	仁多郡奥出雲町下横田1401番1地先から同1403番2地先まで	前 A	メートル 6.00～11.00	44.00	雲南県土整備事務所仁多土木事業所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消
			前 B	9.00～19.00	57.00	
			後 B	9.00～19.00	57.00	
"	掛合上阿井線	仁多郡奥出雲町上阿井3203番4地先から同688番1地先まで	前 A	4.00～15.00	394.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消
			前 B	13.00～32.00	400.00	
			後 B	13.00～32.00	400.00	
"	仁摩邑南線	邑智郡川本町大字久座仁250番1地先から同地先まで	前	24.00～73.00	40.00	災害防除工事 拡幅 県央県土整備事務所
			後	26.00～78.00	40.00	
"	別府川本線	邑智郡川本町大字久座仁250番1地先から同地先まで	前	24.00～73.00	40.00	災害防除工事 拡幅
			後	26.00～78.00	40.00	
"	美濃地石見横田停車場線	益田市美濃地町イ379番1地先から同町イ382番1地先まで	前 A	5.80～9.20	58.00	益田県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消
			前 B	5.00～8.20	64.80	

			後 A	5.80~ 9.20	58.00		仮設道撤去
--	--	--	-----	---------------	-------	--	-------

島根県告示第140号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	仁摩邑南線	邑智郡川本町大字多田2834番3地先から同町大字久座仁250番1地先まで	メートル 222.00	平成29年 3月24日	県央県土整備事務所	